

令和 8 年度

旭川市立啓北中学校

部活動ガイドライン



旭川市立啓北中学校
(令和 8 年 4 月改定)

令和8年度 旭川市立啓北中学校の部活動に係る方針(4月改定)

1 策定の趣旨等

部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義をもっている。

一方、部活動は教育課程外の活動であり、学校の判断で行うものであるが、その実施にあたっては、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していくこととする。

また、働き方改革の趣旨を踏まえ、教員が部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康で生き生きとやりがいをもって部活動を合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていく。そのために、全員で部活動を担当したり、部活動指導員を配置したりするなどして複数体制の中で役割分担を行うなど、互いに協力しながら個々の負担を軽減していく配慮をし、部活動の地域展開を踏まえながら、持続可能な活動となるよう、合理的でかつ効率的、効果的に行うものとする。

本校では学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立啓北中学校の部活動に係る方針」を策定し、生徒の健全な育成に努める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の目的

- ①共通の興味や目的をもつもの同士が集まることにより、学年、学級の枠を超えて互いに協力し、粘り強さや連帯感を育て、逞しく強い心身と豊かな社会性や望ましい人間関係をつくろうとする態度を養う。
- ②技術の向上を目的とした活動を通して、個性の伸長と中学生にふさわしい人格形成を目指す。
- ③生徒による運営を通して主体的に行動する態度と判断力の育成を目指す。

(2) 部活動の部の成立・廃止

- ①生徒の希望加入とする。
- ②部の成立、廃止は部活動委員会で発案し、職員会議と部活動後援会の承認を得ることとする。
生徒数減少に伴い、教員の複数配置やチームを構成できない部員数になったときは、まずは部活動委員会で協議する。

【部の成立要件】

- ・部員数がチームの成立人数（合同チーム含む）に達していること
- ・指導体制及び計画的な組織運営が確立していること

【部の合同チーム化・統合・廃止要件】

- ・団体種目(野球・女バス)のチームが成立しない人数になったとき
- ・部員の保護者の同意を得ていること
- ・校区に隣接する地区に合同チームの受け入れ校があること(校長判断)
- ・統合・廃止は部活動委員会で発案し、職員会議と部活動後援会で承認を得る

(3) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

【運動部】

- ①野球部 ②男子ソフトテニス部 ③女子ソフトテニス部
④女子バスケットボール部 ⑤男子卓球部 ⑥剣道部

【文化部】

- ①吹奏楽部 ②美術部 ③家庭科部

※合同チーム等の編成に当たっては、当該部活動に所属する生徒及びその保護者の理解を得ながら、関係する学校と協議の上、練習方法の工夫や生徒、部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で実施する。

※学校に設置部活動がない場合の大会出場については、令和8年度から始まる部活動の地域展開の観点からクラブチームからの出場をお願いする。中体連のみ、中学校名で参加したい場合は、保護者が外部コーチ登録を行い、保護者が引率する。

(4) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置する。

【連絡先】

〒070-0872 旭川市春光2条7丁目3番1号

TEL 0166-52-4499 FAX 0166-52-4484

E-mail postmaster@keihoiku.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp

担当 教頭 中島圭介

(5) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

また、各部の顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう努め、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。

上記活動計画や活動全般及び各種経費などについては、適切に周知して保護者・生徒の理解を得るように努めるとともに、負担が過度にならないように配慮する。

(6) 指導・運営に係る体制の構築

各部活動には、教職員から顧問と副顧問を配置する。顧問がつかない活動は、安全管理上の観点から、原則として認めないこととする。

生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

また、顧問の決定に際しては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることから、校務分掌との関連などを勘案し、部活動ごとに複数の顧問を配置するとともに、部活動の地域展開を踏まえた部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に推進し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築に努める。

加えて、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとなるよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動委員会や部活動顧問会議等)を定期的に設ける。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 運動部・文化部の活動の適切な指導の実施

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、これらの取組に当たっては、学校保健安全法等も踏まえるよう留意する。

(2) 各種目等の指導者手引きの活用

学校は、関係機関等が作成した指導者用手引きやガイドラインを活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう努める。

4 活動時間の設定及び適切な休養日

(1) 活動時間等の設定

① 平日の活動時間

・平日は、長くても2時間程度とする。

【5時間授業の場合】

・原則、片付けを含めて17:00には下校する。

【6時間授業の場合】

・原則、片付けを含めて18:00には下校する。

※活動時間は通年同様とする。

② 土日祝日の活動時間

・学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。

③ 熱中症の対策

・活動前に熱中症計によって暑さ指数(WBGT)を測定する。

測定場所は体育館、グラウンド、職員室とする。

・暑さ指数が31℃以上の場合、原則として活動を行わない。

28℃以上の場合、激しい運動は中止し、10～20分おきに休憩

を取り、水分・塩分の補給を行う。

活動時間を短縮する。(平日30分、休日1時間)

・事前に体調を確認し、活動中に体調不良を感じた場合は躊躇なく申し出るよう指導する。

・その他、別途示す指針に基づいて活動する。

④ 雷の対策

・外で活動する野球部と男女ソフトテニス部は、活動場所に雷探知機を持って行き測定する。(野球部優先)

・探知機のアラームが鳴っている間は、活動を中断し、安全な場所に待避する

⑤ 配慮事項

・校区外から通学している生徒がいるため、保護者との送迎等の連絡に配慮する。

・校区内でも全ての生徒が徒歩通学しているため、帰る方向が同じ生徒同士の複数人で帰るなど不審者対応や交通安全等に配慮する。

・平日は朝練習は行わない。

・大会等において、活動時間が3時間以上になる場合には、十分な休養を取ることができるよう、大会直後の平日の生徒の疲労度を考慮した活動内容や時間に配慮する。

(2) 休養日の設定

① 学期中

・週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は水曜日を休養日とする。土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、大会直後の平日に休養日を振り替える。なお、吹奏楽部、美術部については、学校祭、研究大会、地域行事への参加も大会と同様の扱いとする。
- ・休養日については、朝練習や自主練習も中止とする。

②長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いとする。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・学校閉庁日は、その期間を休養日とする。

③定期試験等への対応

- ・定期テストの少なくとも3日前から部活動休養日とする。また、朝練習も中止とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前からは部活動休養日とする。また、朝練習も中止とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、土日を含む週2日の部活動休養日とすることができる。

(3)活動中止日の設定

部活動は下記の場合、原則活動は中止とする。ただし、大会直前などの理由で中止日に活動をする場合は、事前に「日報」に記載し、教職員に了解を得ることとする。

①学力テスト及び期末テスト

- ・1日前から当日、期末テストは3日前からテスト終了後の当日までは活動を中止とする。

②泊を伴う学校行事

- ・修学旅行と宿泊研修など泊を伴う行事の前日と回復休業日は原則として活動を中止とする。

③会議・研修日等

- ・原則、毎週水曜日は部活動休養日とする。

④学校閉鎖や集団下校等

- ・熱中症や気象条件・感染症等による学校閉鎖・集団下校等の緊急的な措置の場合。

5 指導上の配慮事項

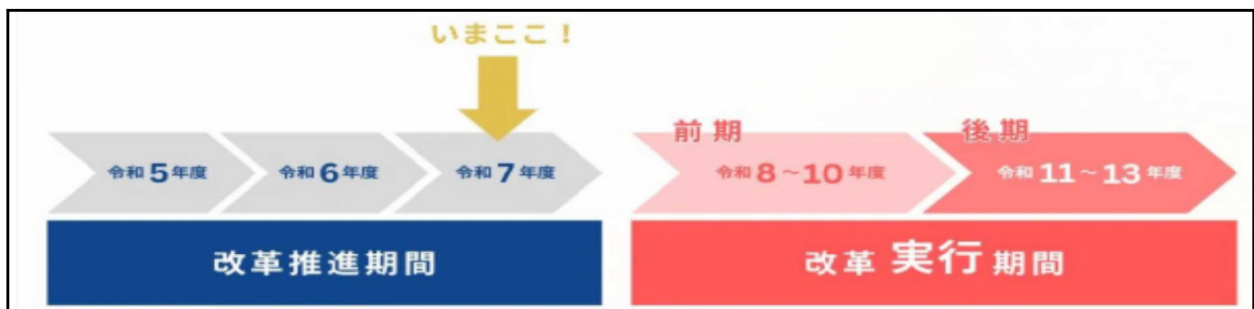
- (1)感染症拡大防止に関わる部活動の中止等については学校保健委員会等で検討する。
- (2)気象庁の異常気象情報(高温・落雷・暴風・暴風雪等)が発せられた時間帯は、生徒の安全を最優先とした措置を行う。
- (3)生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- (4)生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (5)専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。特に、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。
- (6)部活動指導の充実に向けて、顧問と生徒の信頼関係づくり、生徒の人間性や人格の尊重、生徒間の望ましい人間関係形成とリーダーの育成、家庭との連携、障害のある生徒の参加への配慮を行う。
- (7)女子生徒の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴：①利用可のエネルギー不足、②無月経及び骨粗しょう症、③貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導する。

- (8) 地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用、学校種を越えた高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなど、部活動の地域移行も見据えながら地域と連携した活動を検討する。
- (9) 生徒指導提要も踏まえ、不適切と捉えられる指導はもとより、体罰及び不適切な指導等を厳に戒め、各種のコンプライアンス規定を遵守する。
- (10) 本校は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」が見直された際は、速やかに学校の部活動に係る方針の内容について、必要な見直しを行う。

参 考

部活動の地域展開

令和7年年5月、スポーツ庁と文化庁の有識者会議で、令和8年度以降の地域移行の取り組みに関する「最終とりまとめ」が決定され、部活動の地域展開は、以下のスケジュールで進められる。本校もこのスケジュールに合わせて対応する。



【改革実行期間 前期】

- ・原則すべての学校で、休日の部活動を地域で行うことを目指す
- ・平日の部活動も地域の実情に応じて段階的に移行

【改革実行期間 後期】

- ・中間評価をもとに、さらに平日の地域展開を推進